

淀川水系流域委員会の再開を求める請願書

平成 20 年 6 月 23 日

NPO 法人 伊賀・水と緑の会

理事長 森本 博

民主主権を冒とくする国土交通省近畿地方整備局

平成 20 年 6 月 20 日国土交通省近畿地方整備局は、改正河川法に基づく諮問専門家会議・淀川水系流域委員会の最終意見をまたずに、唐突に河川整備計画案を発表しました。

この河川管理者の姿勢は、長期間の委員会審議および審議に参加した流域の多くの人々の真摯な誠意と多大なエネルギーをも反古にしたうえに、自ら公表し約束した「河川整備原案の位置づけ」にある“今後いただいた幅広いご意見をふまえ、さらに内容を充実させる考えです”をも破棄するにおいては、前時代的な官僚の独善暴挙であり、憤りを覚える。

河川管理者は、従前通り委員会審議を継続させて、最終意見の提出をもとめたうえで、地域の長、住民の意見と改正河川法の精神を尊重して、河川整備計画案へ真摯に反映させる業務を粛々と遂行せねばならない責務がある。

憲法に謳われている〔国民主権〕において民主的国政の秩序である国政の権威と順法の精神を堅持するとした基本理念に著しく反している。こうした官僚の独善的暴挙は国民は決してゆるすものではない。

国民の厳粛な信託を受け、国政ならびに地方行政を委ねられている為政者は、この近畿地方整備局の官僚の暴走を看過してはならない。

すみやかに、淀川水系流域委員会の審議を再開してこそ、国政の信義と権威が守られ、国民の信頼が得られるのである。とお願いいたします。